

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市の承認を受け、マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 知立市または知立市観光協会が利用する行事。
- (2) 学校、自治会、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む）が知立市内で開催する行事。
- (3) 民間企業等が知立市内で開催する行事のうち、社会貢献活動等、公益的な目的で開催する行事。
- (4) その他、市長が公益的観点から適当と判断できる行事。

(貸出の手続)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を、使用を希望する日の属する月の3ヶ月前の月の1日から月末までに市長に提出し、その承諾を得なければならない。

なお、同日に複数の借用依頼があった場合には別表1の優先順位に基づき、使用の可否を決定するものとし、同じ優先順位の行事については先着順とする。

2 使用を希望する日の属する月の3ヶ月前の月末までに使用の申し込みのない日に関しては、使用の前日を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

(使用の承認)

第4条 市長は前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクター着ぐるみ使用承諾書（様式第2号）により着ぐるみの使用を承認する。

- (1) 使用を希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令に違反し、または公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき。又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 「ちりゅっぴ」のイメージを損なうおそれのあるとき。

- (6) 営利目的の活動。
- (7) 第2条各号に該当する行事の主催者以外が申請したとき。
- (8) その他、市長が使用について不相当であると認めたとき。

2 市長は、使用を承認しない場合、マスコットキャラクター使用不承諾書（様式第3号）により使用希望者に不承諾を通知する。

（貸出方法）

第5条 使用承認を受けた使用者は、市長から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

（貸出期間及び申込時間）

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合には延長することができる。また、申請・借受及び返却の日時は、土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く平日の8時30分から17時15分までとし、それ以外の時間については市長と協議する。

（使用料）

第7条 使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申請書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- (7) 安全対策のため、必ず補助者を付けること。
- (8) 身長が150cmから160cmまでの者が着用すること。
- (9) 使用後は消臭スプレー等を使用し、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- (10) マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと、また公衆の面前で着脱は行わないこと。
- (11) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用承認の取消し）

第9条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承認を取消すとともに、その後、その使用者への貸与は行わない、
(損害賠償)

第10条 使用者の不注意により、破損・汚損した場合、使用者はその修繕やクリーニング費用を負担する。
(被害等の責任)

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切の責任を負わない。
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

別表1 使用に関する優先順位

優先順位1	知立市または知立市観光協会が利用する行事
〃 2	学校、自治会、NPO法人、社会福祉法人等の公共的団体が知立市内で開催する行事。
〃 3	民間企業等が知立市内で開催する公共的な目的で開催する行事。
	その他、市長が公益的観点から適当と判断できる行事。

様式第1（第3条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用承認申請書

年 月 日

知立市長 様

申請者

住 所

氏 名 ㊦

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること)

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみを以下のとおり使用したいので、申請します。なお、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ貸出要領を遵守いたします。

行 事 名	
使用目的及び 使用 内 容	
参加者とのふれあい	<input type="checkbox"/> あり（市 HP 掲載可） <input type="checkbox"/> あり（市 HP 掲載不可） <input type="checkbox"/> なし ※外部の人が参加できない行事については、掲載不可としてください。
使用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時
使用 場 所	
借 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
借受希望日時	年 月 日 午前・午後 時
返却予定日時	年 月 日 午前・午後 時
連 絡 先	(担当者名) (電 話)

<添付資料>

- ・行事の概要がわかるもの。（企画書等）
- ・申請者の概要を示すもの。

様式第2（第4条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

知立市長



年 月 日付けで申請のありました知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみの使用については、次のとおり承認します。

なお、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」の使用に関する要綱に基づき使用してください。

行 事 名	
使用目的及び 使用 内 容	
使用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時
使用 場 所	
使用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
承 認 番 号	第 号
使用条件	

様式第3（第4条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用不承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

知立市長



年 月 日付で申請のありました知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみの使用については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第4（第3条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用変更承認申請書

年 月 日

知立市長 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請
します。

	変更前	変更後
行 事 名		
使用目的及び 使 用 内 容		
使 用 日 時		
使 用 場 所		
借 用 期 間		
借受希望日時		
返却予定日時		
変 更 理 由		
添 付 書 類	※変更が確認できる書類	

様式第5（第9条関係）

知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみ使用承認取消書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

知立市長



年 月 日付で承認番号第 号で承認した知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」着ぐるみの使用については、次の理由により使用承認を取消します

理 由